

# 平成 24 年度事業報告

公益社団法人 日本文藝家協会

## 【 概 要 】

この年は理事選挙の年度にあたり、3月5日の理事会で選挙管理委員を選出、その後郵送方式による会員の投票を実施し、その結果を受けて、5月15日に開かれた第66回定時総会で新理事38名を選出した。加えて同総会の終了後におこなわれた平成24年度第1回理事会において、篠弘理事長の再任をはじめ副理事長と常務理事が選出され、協会新役員が決定した。

この選挙に先立つ3月の総務委員会で、従来の収支のバランス、資産の推移等を検証してもらった結果、人件費の割合を早急に抑える必要と経費の見直しを指摘された。これらを踏まえて、○赤字を抑え、コストカットに努める、○人件費の割合を全体の支出の48%以内に抑える、○文学碑公苑の維持管理に関する業者の選定を見直す、を課題として新体制で一年間取り組んだ。結果、○各事業の印刷費・通信費・コピー代等の大幅軽減、○人件費の圧縮、○文学碑公苑管理業者はじめ新しい業者の開拓、○銀行振り込み手数料の値下げ等の工夫により、事業全体での経費削減が実現できたことと、その継続性を見込めること、が成果として挙げられる。

総務的には、就業時間を従来の10時～6時から9時半～5時半に変更したこと、職員の業務分担の見直し・交替を実施したこと、そして事務局の資料の整理・整頓、スペース活用など、職場環境の改善を図った。また、12月から顧問の会計事務所を公益法人会計に実績のある事務所に替えたことで、財務担当者の負担が軽減されている。

協会のデータベース「K101」が本格稼働して一年が経ち、著作物利用の問合せをはじめ、会員情報の処理等、以前よりかなり迅速な対応ができています。また、著作権の使用申請手続きについても、著作権者への「許諾伺い」を一部ファクシミリと電子メールに改めるなどの提案を多くの委託者に受けていただいた結果、権利者・使用者・管理部三者の省力化と許諾の迅速化が進んだ。

このように、コスト削減の取り組みと外部からの問い合わせへの対応については結果を出すことができましたが、24年度は、事業計画に掲げた「協会の存在を明確に位置付ける事業の展開」の十分な成果報告までには至らなかった。次年度の事業計画作成にあたっては、なによりも各公益事業の着実な進展と開発に取り組んでいきたい。

各事業の展開は次の通り。

## 普及事業

### 1 講演会等事業

#### 1) 文芸および著作権に関するイベント

24年度、文藝家協会会議室で開催している「文芸トークサロン」は以下のように8回開催した。今期は東日本大震災のドキュメンタリー映画の上映や、出版不況のなかで斬新な展開を模索する地方書店の現状報告など、文芸を取り巻く多彩な視点からの企画が続いた。また、著作権権利者団体の代表者を迎えての「著作権をみんなで考える」企画には参加した会員からとくに好評を得た。

【第8回】4月27日「ひょっこりひょうたん島トーク会」ゲスト伊藤 悟（ひょうたん島ファンクラブ会長）／【第9回】6月15日「小泉八雲が愛した美しい日本・美しい日本語」ゲスト

山田太一（脚本家）、紺野美沙子（女優）／【第10回】7月6日「世間と空気の正体……なぜ渡る間は鬼ばかりなのか」ゲスト佐藤直樹（九州工大教授 日本世間学会理事）、堀井憲一郎（文筆家）、榎本博明（心理学者）／【第11回】9月28日「著作権 なう！……著作権についてみんなで考えよう」ゲストあがたせいじ（協同組合日本写真家ユニオン）、金 寿美（協同組合日本シナリオ作家協会）、千葉洋嗣・幸森軍也（社団法人日本漫画家協会）、あんびるやすこ（一般社団法人日本児童出版美術家連盟）／【第12回】10月26日「原発事故 フクシマからのメッセージ 映画『立入禁止区域 双葉～されど我が故郷』上映会」ゲスト志賀 泉（作家）／【第13回】1月25日「曾野綾子さんの“人生を楽しく生きる方法”」ゲスト曾野綾子（作家 日本文藝家協会理事）／【第14回】2月22日「頑張れ、まちの本屋さん……モテる書店には物語がある」ゲスト川上徹也（コピーライター&クリエイティブディレクター）、永江 朗（作家 日本文藝家協会理事）／【第15回】3月22日「東日本大震災と脱原発について」ゲスト“脱原発文学者の会”加賀乙彦（作家 日本文藝家協会理事）、宮内勝典（作家）、川村 湊（文芸評論家 日本文藝家協会常務理事）、森 詠（作家 日本文藝家協会理事）

## 2) 文学碑公苑・講演会

10月5日、第12回文学碑公苑講演会を、静岡県小山町の富士霊園内「富士見会館」で開催。一般公募で参加した文学ファンら40人が、日本芸術院会員で作家・詩人、協会文学者支援委員会委員長の伊藤桂一氏（95歳）による演題「我が作家人生」を楽しんだ。伊藤氏は、43年間に亘って文学碑公苑の「墓守り役」を務め5月まで協会の常務理事でもあった。常務理事で文学者支援委員会の出久根達郎副委員長が進行と聞き手を務め、帰路のバス内でも出久根氏によるミニ講演もあって参加者には二重の楽しみとなった。

## 3) 著作権思想普及セミナー支援

24年度も、文化庁が開催する同趣旨のセミナーに資料提供等で協力した。また同セミナーに当協会からの講師派遣が可能なことを提案した。5月、11月に「早稲田大学JASRAC 寄付講座」に協会から講師を派遣して著作権思想の普及に努めた。

## 2 データベース事業

平成23年度よりホームページにアップしている協会会員名簿を毎月更新、また「文学者之墓」の管理規程、声明文・要望として「図書館業務の民間委託についての提言」をそれぞれ新たに追加して情報公開に努力した。「コンテンツポータルサイト」に協力し、主にアジアでの著作物使用の公正な普及に協力した。

## 3 編纂事業

### 1) 文藝年鑑

23年度の文芸各界の話題とニュースを収録し、作家・著作権関係者の連絡先を更新した「文藝年鑑2012」を新潮社より刊行。これまで踏襲されてきたデザインを改訂し、本文用紙を軽量なものに替え、使い易さ・読み易さを工夫した。また制作コスト、人件費を見直して軽減を図った。6月30日発行 定価4,400円（税別）編纂委員 川村 湊、青山 南、紀田順一郎、曾根博義、沼野充義、三浦雅士

### 2) 文芸の普及、啓発のため、24年度も以下の年次刊行物を編纂し刊行した。

「文学2012」4月13日 講談社発行 定価3,300円（税別）

編纂委員 川村 湊 島田雅彦 富岡幸一郎 中沢けい 沼野充義

「代表作時代小説」平成二十四年度版 6月20日 光文社発行 定価2,200円（税別）

編纂委員 川村 湊 安西篤子 伊藤桂一 末國善己 竹田真砂子 縄田一男

「短篇ベストコレクション 現代の小説 2012」6月15日 徳間書店発行 定価 905 円（税別）

編纂委員 川村 湊 清原康正 長谷部史親 森下一仁

「ベストエッセイ 2012」6月15日 光村図書発行 定価 2,100 円（税別）

編纂委員 川村 湊 角田光代 林 真理子 藤沢 周 町田 康 三浦しをん

#### 4 文学モニュメント運営事業

2010年（平成22年）9月の台風による富士霊園内 文学碑公苑の被害復旧のための整備費支出の過程、および従来の管理業者との管理契約の曖昧さなど、総務委員会の現地視察等で報告された見直し項目を検討、業者の選定、契約金の減額等について改善を図った。

#### 5 文藝家協会ニュース発刊事業

例年通り年10回発行し、理事会報告、文芸普及の活動、著作権擁護の活動等について会員および関連団体、官公庁、企業等に情報を公開した。また、これまでの印刷費、発送費等の制作コストを点検して印刷所を替え、入稿体制を整備した結果、大幅な経費削減を実行できた。

#### 6 障害者等支援事業

全国の社会福祉団体等の求めに応じて、障害者等の支援を目的とした「拡大写本」、「録音図書」等に利用する著作物に関し無償で許諾する事業をおこなった。また電子書籍の読書障害の軽減について、日本障害者リハビリテーション協会、図書館協議会など各方面に出向き、研究活動を実施した。

### 著作権管理事業

#### 1 著作権管理事業

国内の経済低迷が長く厳しく、著作権管理部の大きな柱であった映画、テレビ等各部門の著作物使用に係る手数料収入は好転しないままであった。24年度からの試みとして、著作権者への一部ファクシミリと電子メールによる「許諾伺い」や、許諾申請者からの規定外の新しいタイプの許諾についての電話相談などを開始し、好評である。これまで会員のみで開催していた新年会・賀詞交歓会を1月11日に都市センターホールで賛助会員等を交えて開催、また31日には協会会議室で、日頃著作権使用でご縁のある教育関係の事業者の方々と交流を図った。

#### 2 補償金等受け取りおよび分配事業

協会は、平成12年度以来、私的録音補償金管理協会（SARAH）及び私的録画補償金管理協会（SARVH）を通じて、著作権法に基づく補償金制度である私的録音・録画補償金等の支払いを受け、その対象となる管理委託者に適正な分配をおこなってきた。しかし11月に、一部の録画機器製造業者の補償金未払いから生じた損害賠償裁判で、最高裁が SARVH の上告を棄却、敗訴が確定。当該訴訟は取り下げられた。今後の事業運営について SARVH は、当面の方針として平成25年度、26年度の2年間、共通目的事業を中心とする事業の存続を決定した。私的録音補償金管理協会（SARAH）と教科書補償金等については、これまで通り管理委託者への分配事業を継続する。

### 調査・研究事業

#### 1 広報・提案事業

電子書籍の契約書、同意書に関して、あるいは電子書籍契約全般についての問合せが増加の傾向にあり、こうした相談の実情に沿っての広報活動の重要性を認識する一年となった。文言が複雑で理解しにくい、間違えたくないとの理由で協会に契約代行を依頼したいという相談もあった。また、デジタル化にともなうケース、パネルや商品のパッケージへの使用といった、著作物のこれまでにない事例であるために使用料規定がなく、協議を要する問合せも増えている。こうした要請に対し

て、日頃の情報収集と広報活動の充実がさらに求められていることを実感する。9月に実施して好評だった「著作権」をテーマにしたトークサロンのような活動をつづけて行きたい。

また、8月24日付で、文芸著作物を入試問題などで使用している全国の国公立・私立大学学長、私立中学・高校長、および都道府県教育委員会、高等専門学校、看護系専門学校の入試担当者に、使用に当たって著作権・著作者人格権への配慮を要望した理事長名の「要望書」をお届けした。内容は以下の通り。

平成24年8月24日

各 学 校 長 殿  
同入学試験担当者殿

公益社団法人 日本文藝家協会  
理事長 篠 弘

### 入試問題に関する要望書

拝啓 貴校におかれましてはますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

さて本日は、貴校で実施されます2013年度の入試問題作成につきましてお願いをさせていただきます。日本文藝家協会は、著作権の擁護・確立につとめ、著作権管理業務も行っている文芸家の職能団体です。学校等の入学試験問題（主として国語）に文芸家の作品が数多く使用されていますが、貴校の試験実施にあたり、法律で定められた著作権・著作者人格権を十分に尊重し、入試問題作成関係者に下記の点をご確認くださいよう、強く要望いたします。

敬具

#### 記

- 1、試験のためにやむを得ないと認められる範囲以上に作品を改変しないこと（著作権法20条1項4号）。
- 2、出典（著作者名・作品名等）を明示していただくこと（著作権法19条、48条1項3号、2項）。  
著者名、出所を明示しない場合、作品を著しく改変するような場合には著作者（著作権者）の許諾が必要です。
- 3、試験の実施後速やかに、使用した作品の著作者（著作権者）と当協会（当協会が著作権管理をしている場合。以下同様）に、試験問題用紙を添えて報告していただくこと。
- 4、入学試験問題を次年度の受験生等に配布する、ホームページ等に掲載する、各校独自の試験問題集に収録する、これらの場合は、いずれも必ず著作者（著作権者）の許諾を求めていただくこと。また著作物使用料が発生しますので使用料のお支払いをお願いします。更に過去に使用した入学試験問題を問題集の出版社等に提供する場合には、当該出版社等に対し、上記の許諾、使用料の支払いの必要があることを必ず申し伝えてください。

なお、日本文藝家協会に著作権管理委託をされている 約3,600名余の著作者の作品を使用される場合は、当協会ですべての許諾が出せます。

委託者名簿は、当協会ホームページ<http://www.bungeika.or.jp/>をご参照ください。

以上

また、9月18日付で、佐賀県武雄市立図書館が民間業者に管理委託される際の問題点を指摘した理事長名の「提言」を各都道府県教育長へお届けした。内容は以下の通り。

平成24年9月18日

各都道府県教育長 殿

公益社団法人 日本文藝家協会  
理事長 篠 弘

### 図書館業務の民間委託についての提言

以下の内容につきまして、関係者各位に普及徹底され、適切な対応がとられますよう切望します。

最近、全国の公共図書館において、指定管理者制度の導入により、図書館業務の民間業者への委託が実施されるようになりました。公共図書館は国民の、知る権利、学ぶ権利、文化を享受する権利等に応えるために、多種多様の蔵書を備え、レファレンス・サービス（利用者の求めに応じた読書指導や助言）を提供するとともに、書籍の無償貸出をするというのが基本的な使命であるとわたしたちは考えています。

わたしたち著作権者にとっては、より多くの読者と出会える機会であり、図書館を通じて読書を楽しむ人々が増えれば、文芸文化、出版文化の発展や未来への継承につながるものと期待されます。しかしながら、書籍の販売による収入を生活の糧としている著作権者の場合、書籍が無償で貸出されることは、ある程度の収入の減少をもたらすおそれがあることも、事実として認めないわけにはいかないでしょう。

ヨーロッパでは、公共図書館における貸出に対して、公共貸出権が設定され、著作権者に一定の補償金が支払われています。しかし日本においては、公共図書館の館数や蔵書がヨーロッパ先進国と比べて充分でない等の理由で、この種の制度は実施されていません。わたしたちは、公共図書館が著作権者の生活を脅かすような、「タダの貸本屋」状態になるのではなく、本来の公共図書館の使命を守っている限りにおいては、図書館の存在意義を認め、協力したいと考えております。

しかしながら、民間業者への業務委託が進み、営利目的の民間業者が図書館の運営にまで関わるようになれば、図書館の基本的な使命が損なわれるのではないかと危惧しています。そこで日本文藝家協会は、公共図書館、および指定管理者として業務を委託された民間業者に、次のような提言をいたします。

- 1、地域住民の、知る権利、学ぶ権利、文化を享受する権利等に応えるために、司書職員を必ず配置し、できる限り多様な書籍を揃える。とくに純文学、児童文学、評論、詩歌、学術の入門書、専門書等を充実させる。
- 2、ベストセラーになっているような書籍を複本（同じ本を何冊も揃える）として多量に置かない。
- 3、レファレンス・サービスを充実させる。
- 4、書き下ろし文庫などの廉価本は、発売後一定期間を置いてから貸出を始める（著作権者の生活を守るための配慮です）。
- 5、貸出に際してポイントサービスなどの営利企業のシステムをもちこまない。

ポイント制については、会員各位から、いたずらに青少年の利欲を刺激して煽る懸念があり、教育的配慮に欠けるのではないかと特に危惧する意見が出ています。何冊借りたかではなく、何冊きちんと読んだかが、読書の本来ではないのかといった慎重な意見が多いことを申し添えておきます。

以上は公共図書館の公共性を守り、本来の使命を果たすために、最低限必要なことであるとわたしたちは考えております。関係者の皆さまのご配慮を重ねてお願いする次第です。

以上

## 2 「著作権評価に関する意見書」作成事業

24年度も、文芸作品の「著作権評価に関する意見書（評価意見書）」を著作権継承者の要請に応じて、調査・作成し、公正な著作権の評価をおこなった。これは著作権を相続する際に必要な書類であり、著作物に関して熟知した意見を求められる作業なので、協会としてさらに進展の余地のある事業と位置付け活動を強化していきたい。

## 3 連絡仲介事業

年間を通じ文化庁、特許事務所、書店等の著作物利用の問合せに対して、調査し、著作権者との仲介連絡業務を引き受けて著作物利用の円滑化を図った。また、主に公益法人からの講演会等のゲストの候補選定、企画立案の要請に応じて、会員への交渉窓口としてマネジメントをおこない連続講演等を実現させた。権利者とユーザーを軸に蔵書のデジタル変換を進める「Myブック変換協議会」の幹事会会場として協会を提供し、各権利者団体との連絡を図った。また故・井上ひさし氏を偲ぶ「吉里吉里忌」の実行委員会の立ち上げに際し、関係者との連絡仲介、名簿作成等その実現に協力した。

以上